

保存樹木等の維持管理に関する要綱

制定 平成 24 年 3 月 27 日区長決定 要綱第 59 号
改正 平成 27 年 2 月 3 日部長決定 要綱第 66 号
改正 令和 3 年 12 月 28 日部長決定 要綱第 365 号

（目的）

第 1 条 この要綱は、品川区みどりの条例（平成 6 年品川区条例第 19 号。以下「条例」という。）第 7 条 4 項の規定に基づき、保存樹木等の所有し、または管理する者（以下「所有者等」という。）に対して、その維持管理の一部を助成し、みどり豊かなまちづくりを図り、もって区民のうるおいと安らぎのある快適な生活環境の確保に寄与することを目的とする。

（対象）

第 2 条 この助成は、条例第 7 条 1 項の規定に基づき、保存樹木等の指定を受けた樹木、樹林および生垣を対象とする。

（助成の内容）

第 3 条 区長は、保存樹木等の管理者等に対し、予算の範囲内において次に掲げる助成をおこなうことができる。

- （１） 3 年に一度の基本剪定等
- （２） 病虫害防除、樹勢回復工事等
- （３） 損害賠償保険への加入
- （４） 樹木医による診断および助言

（申請）

第 4 条 保存樹木の維持管理における助成を受けようとする所有者等は、区長に対し保存樹木等維持管理助成申請書（第 1 号様式）を提出しなければならない。

（助成の決定）

第 5 条 区長は、第 4 条の規定による申請に対し、助成を行うことが適当と認めるときは、助成を決定し、保存樹木等維持管理助成決定通知書（第 2 号様式）により管理者等に通知するものとする。

（委任）

第 6 条 この要綱の施行に関し必要な事項は、別に防災まちづくり部長が定める。

付 則

この要綱は、平成 27 年 4 月 1 日から適用する。

この要綱は、令和 3 年 12 月 28 日から適用する。